

最高人民法院による専利紛争案件審理の  
法律適用問題に関する若干規定

2001年6月19日制定  
2001年7月1日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
北京センター

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

## 最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定

(2001年6月19日最高人民法院裁判委員会第1180回会議において可決

2001年6月22日最高人民法院公布 2001年7月1日施行)

法釈〔2001〕21号

専利紛争案件の正確な審理のため、「中華人民共和国民法通則」(以下「民法通則」という。)、  
「中華人民共和國専利法」(以下「専利法」という。)、  
「中華人民共和國民事訴訟法」  
及び「中華人民共和國行政訴訟法」等の法律規定に基づき、以下のとおり規定する。

第1条 人民法院は次に掲げる専利紛争案件を受理する。

1. 専利出願権に係る紛争案件
2. 専利権の帰属に係る紛争案件
3. 専利権、専利出願権譲渡契約に係る紛争案件
4. 特許権の侵害に係る紛争案件
5. 他人の専利の詐称に係る紛争案件
6. 特許の出願が公開された後、専利権が与えられる前の使用料に係る紛争案件
7. 職務発明創造の発明者又は考案者の奨励、報酬に係る紛争案件
8. 訴訟前に権利侵害の停止及び財産保全を申し立てる案件
9. 発明者又は考案者の資格に係る紛争案件
10. 専利復審委員会による出願拒絶を維持する復審決定を不服とする案件
11. 専利復審委員会による専利権無効宣告請求の決定を不服とする案件
12. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする案件
13. 国務院専利行政部門による強制実施許諾使用料の裁定を不服とする案件
14. 国務院専利行政部門による行政不服申立の決定を不服とする案件
15. 専利業務管理部門の行政決定を不服とする案件
16. その他の専利紛争案件

第2条 専利紛争に係る第一審の案件は、各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中級人民法院及び最高人民法院の指定する中級人民法院が管轄する。

第3条 当事者が、専利復審委員会により2001年7月1日以降に下された実用新案権、意匠権の取消請求についての復審決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起するとき、人民法院は、これを受理しない。

第4条 当事者が、専利復審委員会により2001年7月1日以降に下された実用新案権、意匠権の出願拒絶を維持する復審決定、若しくは実用新案権、意匠権の無効宣告請求につ

いての決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起するとき、人民法院は、これを受理しなければならない。

第5条 専利権侵害行為による訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所所在地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、特許権、実用新案権の侵害を訴えられる製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、専利方法使用行為の実施地、当該専利方法により直接得られた製品の使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、意匠製品の製造、販売、輸入等の行為の実施地、他人の専利の詐称行為の実施地、上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地が含まれる。

第6条 原告が、権利侵害製品の製造者のみに対して訴訟を提起し、販売者を提訴せず、権利侵害製品の製造地と販売地とが一致しないとき、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として提訴するとき、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の支店等（注：原文「分支機構」）であり、原告が、販売地で権利侵害製品の製造者の製造、販売行為を提訴するとき、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第7条 原告が、1993年1月1日以前に提出した専利出願及び当該出願により与えられた方法発明専利権により提起する権利侵害訴訟は、本規定第5条、第6条の規定を参照して管轄を確定する。

人民法院は、上記案件の実体審理において、法に従い、方法発明専利権が製品に及ばないとの規定を適用する。

第8条 実用新案権訴訟を提起する原告は、訴える際に国務院特許行政部門が作成した検索報告を提出しなければならない。

実用新案権、意匠権侵害紛争案件の被告が訴訟の中止を請求するとき、答弁期間内に原告の権利に対する無効宣告請求をしなければならない。

第9条 人民法院が受理する実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告請求をしたとき、人民法院は、訴訟を中止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、訴訟を中止しないこともできる。

（一）原告が提出した検索報告において、実用新案権の新規性、創造性を喪失させる技術文献を見出せないとき。

（二）被告が提供した証拠により、その使用する技術がすでに公知であることを十分に証明しているとき。

（三）被告が当該専利権の無効宣告請求をするときに提供した証拠又はその根拠とする理由が明らかに不十分であるとき。

(四) 人民法院が訴訟を中止してはならないと認めるその他の事由。

第10条 人民法院が受理した実用新案権、意匠権侵害案件において、被告が答弁期間満了後に当該権利の無効宣告請求をするとき、人民法院は、訴訟を中止してはならない。ただし、審査により訴訟を中止する必要があると認める場合を除く。

第11条 人民法院が受理した特許権侵害紛争案件又は專利復審委員会の審査を経て権利を維持した実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告請求をしたとき、人民法院は、訴訟を中止しないことができる。

第12条 人民法院が訴訟の中止を決定するとき、專利権者又は利害関係者が被告による関連行為の停止又は権利侵害による損失の継続的拡大を制止するその他の措置を講じることを請求し、かつそれに対する担保を提供するとき、人民法院は、関連法規定に適合するとの審査を経て、訴訟を中止する裁定を下すと同時に、一括して関連裁定を下すことができる。

第13条 人民法院が專利権に対して財産保全措置を行うとき、國務院專利行政部門に執行協力通知書を送付し、執行協力事項及び專利権の保全期間を明記し、かつそれに人民法院による裁定書を添付しなければならない。

專利権の保全期間は、1回につき6ヶ月を超えてはならず、國務院專利行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。更に引き続いて当該專利権の保全措置を講じる必要があるとき、人民法院は、保全期間満了前に、國務院專利行政部門に対して、保全措置を継続するための執行協力通知書を別途送達しなければならない。保全期間満了前に送達されないとき、当該專利権に対する財産保全は、自動的に解除されたものとみなす。

人民法院は、質権が設定されている專利権に対して財産保全措置を講じることができる。質権者の優先弁済権は、保全措置の影響を受けない。專利権者と被許諾者の間で締結された独占実施許諾契約は、当該專利権に対して人民法院が講じる財産保全措置に影響を及ぼさない。

人民法院は、既に保全を行った專利権に対して、重複して保全してはならない。

第14条 2001年7月1日以前に、所属する単位の物質的、技術的条件を利用して完成させた発明創造について、当該単位と発明者又は考案者が契約を締結し、專利出願権及び專利権の帰属について約定しているときは、その約定に従う。

第15条 人民法院が受理した專利権侵害紛争案件が権利抵触に係るとき、法により先に権利を享有する当事者の合法的權益を保護しなければならない。

第16条 特許法第23条における以前に取得した合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権、知名商品特有の包装又は装飾の使用権等を含む。

第17条 特許法第56条第1項における「特許権又は実用新案権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、説明書及び図面は、権利請求の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲は、権利請求書中に明確に記載された必須技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない、それには当該必須技術特徴と互いに均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。

均等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、かつ当該領域における通常の技術者が、創造的な労働をすることなく想到できる特徴をいう。

第18条 専利権侵害行為の発生が2001年7月1日以前であるときは、改正前の専利法の規定を適用して民事責任を追及する。発生が2001年7月1日以降であるときは、改正後の専利法の規定を適用して民事責任を追及する。

第19条 他人の専利を詐称したとき、人民法院は、専利法第58条の規定に基づいて民事責任を追及することができる。専利業務管理部門が行政処罰を科さなかったとき、人民法院は、民法通則第134条第2項の規定に基づいて民事制裁を科することができる。民事罰金を適用するとき、その金額は、特許法第58条の規定を参照して確定することができる。

第20条 人民法院が特許法第57条第1項の規定により権利侵害者の賠償責任を追及するとき、権利者の請求に基づいて、権利者が権利侵害により被った損失又は権利侵害者が権利侵害により得た利益に応じて、賠償金額を確定することができる。

権利者が権利侵害によって被った損失は、権利侵害によって、専利権者による専利製品の販売量が減少した総数に、専利製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。専利権者による販売量が減少した総数確定が困難であるときは、権利侵害製品の市場販売総数に、専利製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額について、権利者が権利侵害によって被った損失とみなすことができる。

権利侵害者が権利侵害によって得た利益は、当該権利侵害製品の市場販売総数に、権利侵害製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。権利侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に権利侵害者の営業利益により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利益により計算することができる。

第21条 被侵害者の損失又は侵害者の利益を確定することが難しく、専利許諾使用料を参照できるとき、人民法院は、専利権の種類、権利侵害者による権利侵害の性質及び情状、

専利許諾使用料の金額、当該専利許諾の性質、範囲、時間等の要素を考慮し、当該専利許諾使用料の1倍から3倍を参照して、合理的に賠償金額を確定することができる。専利許諾使用料を参照できないとき、あるいは専利許諾使用料が明らかに合理的でないとき、人民法院は、専利権の種類、権利侵害者による権利侵害の性質及び情状等の要素に基づいて、一般に人民元5,000元以上30万元以下の範囲内で賠償金額を確定することができるが、最大でも人民元50万元を超過してはならない。

第22条 人民法院は、権利者の請求及び具体的な案件の状況に基づいて、権利者が権利侵害行為の調査、差止のために支払った合理的な費用を賠償金額の範囲内に算入することができる。

第23条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害を知り得た日又は知り得べき日から起算する。権利者が2年を過ぎてから提訴するときであって、権利侵害行為が提訴時にも依然として継続しており、当該専利権が有効期間内にあるときは、人民法院は、被告に対して権利侵害行為を差止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に提訴した日から2年間を遡って推算しなければならない。

第24条 専利法第11条、第63条における販売の申出とは、広告、店舗のショーウィンドーにおける陳列、展示会における展示等の方式を通じて商品販売の意思表示を行うことをいう。

第25条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が、既に専利管理部門により権利侵害又は権利非侵害の認定を受けているときであっても、人民法院は、依然として当事者の訴訟請求に対して全面的な審査を行わなければならない。

第26条 従前の関連司法解釈と本規定とに不一致があるときは、本規定を基準とする。